

4.5 供用を停止した施設に対する対策

【維持告示】（供用を停止した技術基準対象施設）

第七条 供用を停止した技術基準対象施設は、港湾の開発、利用又は保全に支障を与えないよう、必要に応じて、当該施設の撤去又は適切な維持、当該施設周辺の安全確保その他の適切な措置が講じられるものとする。

(1) 用途の廃止等の必要に伴い技術基準対象施設としての供用を停止する場合であって、何らかの事情により当該施設が引き続き存置される場合を想定して本規定を設けている。これは、そもそも、港湾の施設については、それが技術基準対象施設であるか否かに関わらず、港湾の開発、利用または保全に支障を与えないよう良好な状態に維持しなければならないためである。

（参考文献）

- 1) 国土交通省港湾局：港湾の施設の点検診断ガイドライン，2014.
- 2) 国土交通省港湾局監修：港湾の施設の維持管理技術マニュアル（改訂版），一般財団法人沿岸技術研究センター，2018.
- 3) 国土交通省港湾局：港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン，2015.
- 4) 国土交通省港湾局：特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン，2014.
- 5) 田中敏成，加藤絵万，野上周嗣，平林丈嗣：栈橋上部工点検用ROVの提案と現場実証試験によるその運用支援機能の検証，港湾空港技術研究所資料No.1303，2015.
- 6) 加藤絵万，山本幸治，川端雄一郎，岩波光保：栈橋RC上部工の鉄筋腐食モニタリングに関する一検討，港湾空港技術研究所資料No.1307，2015.
- 7) 野上周嗣，山本幸治，加藤絵万，田中豊：マルチコプターを利用した港湾施設・海岸保全施設の点検に関する検討，港湾空港技術研究所資料No.1325，2016.
- 8) 国土交通省港湾局監修：港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き（2018年版），一般財団法人港湾空港総合技術センター，2018.
- 9) 高橋宏直・岩波光保・横田弘：港湾施設の維持管理計画作成に関する基本的な考え方，国土技術政策総合研究所資料，No.376，2007.
- 10) 国土交通省港湾局：港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン，2016.
- 11) 坂田憲治，井山繁，藤井敦，宮田正史：点検診断の劣化度判定結果による消波ブロック被覆堤本体工側壁の変状傾向に関する一考察，国土技術政策総合研究所資料No.918，2016.
- 12) 加藤絵万，川端雄一郎，岩波光保，横田弘，山路徹，藤井敦，内藤英晴，北澤壮介，井上博士，柏原裕彦，末岡英二，吉田倫夫，山本修司，中野則夫，稲田勉：係留施設の変状連鎖と点検診断に関する一考察，港湾空港技術研究所資料No.1328，pp.12～14，2016.
- 13) 国土交通省港湾局：港湾荷役機械の点検診断ガイドライン，2014.
- 14) 沿岸技術研究センター：港湾鋼構造物防食・補修マニュアル（2022年版），2022.
- 15) 国土交通省港湾局監修：港湾コンクリート構造物補修マニュアル，一般財団法人沿岸技術研究センター，2018.
- 16) 国土交通省港湾局：コンテナクレーンの逸走防止のためのモデル運用規定，2016.